



平成 18 年 5 月 25 日

各 位

会社名 セントケア株式会社
代表者名 代表取締役社長 村上 美晴
(J A S D A Q ・ コード番号 2 3 7 4)
問合せ先 取締役管理部長 関根 竜哉
(TEL . 0 3 - 3 5 3 8 - 2 9 4 3)

(訂正) 「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

当社は、平成 18 年 5 月 15 日に発表しました、「定款の一部変更に関するお知らせ」に訂正を要する箇所がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

変更の内容 (訂正箇所は_____を付して表示しております)

変更案 (訂正前)	変更案 (訂正後)
<p>第 2 章 株式及び端株</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失記録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第 2 章 株式</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

変 更 案 修 正 前	変 更 案 修 正 後
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、<u>端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、端株の買取、その他株式又は新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(期末配当金)</p> <p>第44条 当社の<u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者並びに同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に支払う。</u></p> <p>(中間配当金)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載された端株主に対し、中間配当金を支払うことができる。</p> <p>(期末配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 当社の<u>剰余金の配当金(中間配当金を含む。)</u>が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。 未払の配当金には利息をつけない。</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第44条 当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)</u>を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)</u>を支払うことができる。</p> <p>(期末配当金の除斥期間)</p> <p>第46条 当社の<u>期末配当金及び中間配当金</u>が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。 未払の配当金には利息をつけない。</p>

以 上